

## 船舶事故調査報告書

平成23年11月24日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委 員 横 山 鐵 男（部会長）  
委 員 庄 司 邦 昭  
委 員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年2月27日 10時00分ごろ～13時40分ごろの間）
発生場所	不明（京都府京丹後市浅茂川漁港沖）
事故調査の経過	平成23年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>ふくりゅう</sup> 福隆丸、3.0トン KT3-9086（漁船登録番号）、個人所有 9.19m（Lr）×2.53m×0.76m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和63年6月26日
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月16日 免許証交付日 平成21年3月26日 （平成26年9月3日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成23年2月27日浅茂川漁港沖において、錨泊しながら一本釣り漁を行い、10時00分ごろ、操舵室左舷側側壁に設置されたウインチローラー（以下「ローラー」という。）を使用して錨の引揚げ作業を行っているところを僚船の船長に目撃された。 漁を終えて帰港途中の僚船の船長は、本船が移動しないので不審に思い、13時40分ごろ浅茂川港東第2防波堤灯台から真方位349°4.2海里付近において、本船に移乗したところ、船長がローラーの後方でうつ伏せで倒れているところを認め、既に息をしておらず、体が硬くなっていたので所属の漁業協同組合を通じて海上保安庁に救助を要請した。 船長は、病院に搬送され、15時35分ごろ死亡が確認された。死因は胸部打撲骨折による窒息死と検案された。また、左腕の3か所が骨折していた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、左舷側通路の船首端に錨巻き揚げ用のスロープがあり、船長は、ふだん、スロープの先端に錨ロープを通し、そのロープを操舵室左舷側のローラーに上から下に3回ほど巻いて船首方向に伸ばし、ローラーを運転して巻き上げ、船首甲板上に輪を作りながら錨ロープを収容してい

	<p>た。</p> <p>船長は、本事故当時、上下の雨具を着て青色のゴム手袋を着用しており、左手の手袋が長く伸びて溶けていた。</p> <p>錨ロープは、エースロープLと称する、直径約17mmの化学繊維製のものであった。</p> <p>錨ロープは、切れて切断部付近が焦げたようになっており、切断部から少し離れたところに船長が着用していた手袋の青色が付着し、その先のチェーン及び錨は船上にはなかった。</p> <p>船長は、漁師としての経験は60年以上であり、5～6年前からは週に4日ぐらい出漁し、09時ごろ出港して12時～20時ごろに帰港しており、腰痛があった。</p> <p>本船は、発見時、主機とローラーが運転されていた。</p> <p>ローラーの発停スイッチは、操舵室前部左舷側壁面にあった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="517 705 815 757">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 705 1457 757">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 757 815 801">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 757 1457 801">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 801 815 846">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 801 1457 846">不明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 846 815 1473">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 846 1457 1473"> <p>船長の死因は、胸部打撲骨折による窒息死であった。</p> <p>本船は、浅茂川漁港沖において、10時00分ごろ、錨の引揚げ作業を行っているところを僚船船長に目撃され、13時40分ごろ、帰港途中の僚船船長が、本船の様子を不審に思い、本船に移乗し、船長が倒れているところを発見したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見時、主機とローラーが運転状態であり、錨索の切断部付近には船長が着用していた左手の手袋の青色が付着し、また、船長の左腕が3か所骨折していたことから、船長は、前記の時刻の間において、揚錨作業中、ローラーと錨索の間に左手を巻き込まれ、胸部打撲骨折によって窒息死したものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	不明	気象・海象の関与	不明	判明した事項の解析	<p>船長の死因は、胸部打撲骨折による窒息死であった。</p> <p>本船は、浅茂川漁港沖において、10時00分ごろ、錨の引揚げ作業を行っているところを僚船船長に目撃され、13時40分ごろ、帰港途中の僚船船長が、本船の様子を不審に思い、本船に移乗し、船長が倒れているところを発見したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見時、主機とローラーが運転状態であり、錨索の切断部付近には船長が着用していた左手の手袋の青色が付着し、また、船長の左腕が3か所骨折していたことから、船長は、前記の時刻の間において、揚錨作業中、ローラーと錨索の間に左手を巻き込まれ、胸部打撲骨折によって窒息死したものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	不明								
気象・海象の関与	不明								
判明した事項の解析	<p>船長の死因は、胸部打撲骨折による窒息死であった。</p> <p>本船は、浅茂川漁港沖において、10時00分ごろ、錨の引揚げ作業を行っているところを僚船船長に目撃され、13時40分ごろ、帰港途中の僚船船長が、本船の様子を不審に思い、本船に移乗し、船長が倒れているところを発見したものと考えられる。</p> <p>本船は、発見時、主機とローラーが運転状態であり、錨索の切断部付近には船長が着用していた左手の手袋の青色が付着し、また、船長の左腕が3か所骨折していたことから、船長は、前記の時刻の間において、揚錨作業中、ローラーと錨索の間に左手を巻き込まれ、胸部打撲骨折によって窒息死したものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、本船が、浅茂川漁港沖において揚錨作業中、船長が、左手をローラーと錨索の間に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>								